

富山県立大学大学院工学研究科入試・学生募集委員会規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(設置)

第 1 条 富山県立大学大学院工学研究科に、入試・学生募集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を担当する。

- (1)入学試験の企画及び実施に関すること
- (2)学生募集に関すること
- (3)その他入学者の選抜に関し必要と認められること

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1)副入試・学生募集部長（工学研究科の専任の教授に限る。）
- (2)専攻ごとに選出する各 2 人（ただし、生物・医薬品工学専攻は 3 人）の教員（教授又は准教授に限る。）
- (3)事務局長
- (4)その他学長が指名する者

(任期)

第 4 条 前条第 2 号に掲げる委員の任期は、2 年（ただし、総合工学専攻は 1 年）とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(業務の制限)

第 5 条 大学 4 年次に達する者又は大学院への入学を志願する者が配偶者又は 2 親等以内の親族にある委員は、第 2 条第 1 号に掲げる事項に関する業務に就くことはできない。

2 前項に規定する委員の配偶者又は 2 親等以内の親族が本学大学院への入学者選抜試験に志願しないことが明らかになった場合は、当該委員は、第 2 条第 1 号に掲げる事項に関する業務に就くことができる。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、学長が委員のうちから指名する。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

(運営)

第 7 条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、非公開とする。

6 委員会の会議に係る 審議資料及び会議録は、公開しない。ただし、審議資料については、委員会の議決により公開することができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

附則

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 公立大学法人富山県立大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例（平成 27 年富山県条例第 3 号）に基づき廃止される前の富山県立大学大学院工学研究科入試・学生募集委員のうち、専攻ごとに選出する教員で平成 26 年 4 月 1 日に委員に就任した者の任期は、第 4 条本文の規定にかかわらず平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし再任を妨げない。

附則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。